資料3

防災局の平時の業務について

令和８年11月12日

防災庁

© National Disaster Management Agency

01 前回意見

前回意見

防災庁

1 防災局の役割について

- 都道府県だけでは対応できない大規模災害への対策を防災局が主になって検討すべき。
- 防災局の立ち位置は、都道府県を超え、かつ、地域密着でやるべきことを担うということ。
- 政策的に大きな目線からの計画や基準の策定は本庁が担って、２つの大規模地震に対する地域の当事者の具体的な対策を促進することが防災局の役割。
- 本庁がいわば机上で立案した施策を実効性あるものとするために、本庁に対して、現場の意見や実態等をフィードバックすることが防災局の重要な役割。
- 南海トラフ地震の対象地域の各都府県が被害を評価し、対策を検討しているが、それぞれ前提条件や対策が異なるため、そのコーディネーションが防災局の重要な役割になるのではないか。
- 地方公共団体、各省庁の地方機関、ライフライン、メディア、主要産業などの地域の関係者が平時から連携し、それぞれの災害対策をつなげるブロック単位の会議体の事務局機能を担うべき。

2 防災局の業務について

- 災害リスク評価については、防災局が自ら実施するのではなく、地方公共団体で前向きに実施してもらうための準備や支援をすべき。
- 災害リスクを手軽に確認できる全国共通のツールを整えた上で、防災局の業務は、その使い方を地方公共団体等に教えたり、デモンストレーションを行ったりすることではないか。
- 地域密着で対策を促進するとともに、地域のリソースを増やす取組を進めるべき。
- 弱部分析を踏まえて、耐震化や津波避難の準備など関係者による取組の進捗をモニタリングし、地方公共団体の対策の実効性を上げる仕組みを構築すべき。その際、ケーパビリティーを評価し、縦割りの隙間があれば、横につないで埋めていくべき。

前回意見

防災庁

2 防災局の業務について（続き）

- ２つの国難級の大規模地震対策について、地域における対策推進計画等に魂を入れるべき。
- 地域における準備状況や能力の差をローカルレベルで見極め、準備が進んでいない地域に働きかけることが必要。
- 受援体制を強化すべき。また、災害対応のリソースを広域で把握し、運用できる人材の育成や仕組みの構築を進めることが必要。
- ブロック単位で、弱部を見つけ、地域の関係者による既存の会議体を活用し対策を進められると良い。
- 災害時の地域振興や地域経済の維持も大きな課題。
- 地域において、過去の災害対応の知見をきちんと蓄積していくことは非常に重要。
- 対面でやる必要がある業務とオンラインでも成立するものを整理した上で検討すべき。
- 地域における連携や支援を進める上でデジタルツールの活用は不可欠。

3 防災局の体制について

- 各地域には、各省庁の地方機関、インフラ事業者、経済界等の一定のまとまりがすでに存在し、全体を整理して動かすためには、ブロック単位ぐらいのサイズ感で対応することが必要。
- 防災局は、設置したブロックの中でパイロットモデル的に業務を行うのか、大規模地震対策の対象地域すべて見るのか、それによって担う業務が変わる。
- ふるさと防災職員の所属が本庁か防災局かで、防災局の業務が変わってくるのではないか。
- 防災局の対象区域に関しては、様々な広さをカバーする組織と連携していくことを考えると、多層のレイヤーで捉えていくことが必要。

02 防災局の平時の業務

防災局の役割と業務に関する前回意見まとめ

防災庁

1 役割

- 日本海溝・千島海溝地震や南海トラフ地震といった大規模災害への対策を地域密着で進める。
- 地域の当事者の具体的な対策を支える。
- 本庁に対して、現場の意見・実態等をフィードバックする。
- 各省庁や地方公共団体等を横につないで、縦割りの隙間を埋める。

2 業務

- 地方公共団体による災害リスク評価の実施を支援して、地域に密着し、地方公共団体等の対策を促進する。
  - 関係者による大規模地震の対策推進計画等に基づく取組の進捗をモニタリングして、地域における準備状況や能力の差をローカルレベルで見極め、取組が進んでいない地域への働きかけを行い、対策の実効性を上げる仕組みを構築する。
  - 受援体制の構築など地方公共団体における応急対策の事前準備を推進して、各県等の対策の前提条件や対策の異なる点をコーディネートし、広域的な対応の整合を図る。
- 災害対応のリソースを特に広域的な視点から把握し、その増加に向けた取組を進める（資機材の確保、運用人材の育成、仕組みの構築など）。
- 地域の関係者が連携して災害対策を検討するブロック単位の会議体を機能させる。
- 地域における過去の災害対応の知見を蓄積する。

業務の対象災害・範囲について

防災庁

3

論点：対象災害・範囲

■　防災局の業務の対象となる災害について、千島海溝・日本海溝地震と南海トラフ地震を主眼とするのか、地域の直下型地震や火山、風水害も含めた大規模地震以外の災害も対象とするのか。

■　防災局の業務の対象となる範囲については、市町村単位から、複数市町村単位、都道府県単位、複数都道府県単位、ブロック単位、さらに大規模地震の対象地域全体などの広域的なエリア単位まで様々なアプローチが考えられるが、主としてどの単位を念頭におくべきか。

【前提】

○　地方における災害対策のすべての業務を防災局が実施するとは限らず、本庁による実施も含め、防災庁全体で役割分担して推進していく。

【前回意見】

○　地域の関係者を巻き込んで業務を実施していくためには、ブロック単位の規模感で業務を実施することが望ましい。

○　設置したブロックの中でパイロットモデル的に業務を行うのか、大規模地震対策の対象地域すべて見るのか、それによって担う業務が変わる。

前回は、主に大規模地震対策と言う観点から、防災局の役割と業務について検討いただいたが、地方における災害対策としては、その他の災害への対応もあり、防災局の業務の検討にあたり、対象災害や範囲についての整理を改めて確認したい。

その際、業務の優先順位を含めて、ご意見をいただきたい。

平時の業務のイメージ

防災庁

4

論点：業務の抜け漏れ

■ 防災局の役割として、さらに追加すべき視点はないか。

■ 防災局の平時の業務として、さらに追加すべき視点はないか。

本庁：政策的に大きな目線で計画・基準を策定

計画を踏まえた施策推進 ↓　↑ 本庁への意見・実態・好事例のフィードバック

防災局：地域の当事者における具体的な対策の促進

○ 大規模地震対策についての業務

① 災害リスク評価と計画に基づく減災
- 大規模地震の災害リスク評価の地方公共団体の実施の準備や支援
- 対策推進基本計画等を踏まえた地方公共団体の施策の進捗確認と対策の促進
- 耐震化や津波避難の準備等の被害軽減策の進捗確認と対策の促進

② 応急対応の事前準備の推進
- 地域の準備状況の把握、準備が進んでいない地域への働きかけ
- 広域対応における県ごとの前提条件や対策の整合の確保
- 広域的な視点での災害対応のリソースの把握・増に向けた取組の推進

③ ブロック単位で地域の関係者が連携した防災対策の検討の推進

○ 大規模地震対策に限らない業務

（例）
- 災害リスク評価実施の支援（大規模地震以外含む）
- 避難生活環境、備蓄、個別避難計画等の進捗確認・支援・推進
- 産官学民のネットワーク、NPO・ボランティア連携の推進
- 過去の災害対応の知見の蓄積、普及啓発（感震ブレーカー等）
- 防災教育、防災訓練、研修、防災力強化総合交付金　等

→ ブロック単位の連携の推進

地方公共団体による対策の支援・促進

各省庁の地方機関

都道府県

支援↓ ↑フィードバック

市町村

インフラ、メディア、
主要産業などの
地域の関係者

03

大規模地震に向けて推進していく業務

①大規模災害に対する事前防災の推進（災害リスク評価と計画に基づく減災）

防災庁

- 地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価（定量的弱部分析）及びそれを踏まえた計画の企画・立案を推進する。
- 千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震の基本計画において、減災目標の達成に向け各施策を着実に推進する。

現状・課題

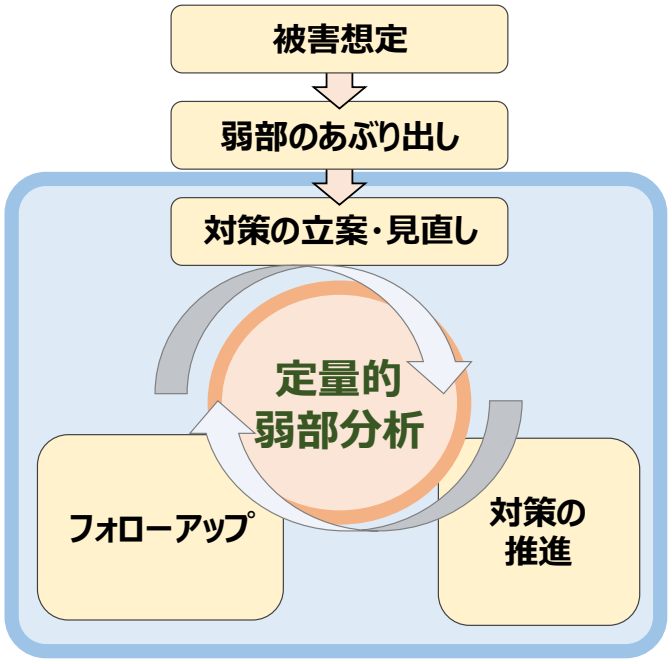
✓ 防災庁設置に先立ち、「定量的弱部分析ガイドライン（案）」を令和8年7月に公表するなど、地方公共団体に対し定量的な評価を踏まえたより実効性の高い防災計画検討を促進する取組を実施。
✓ 基本計画で掲げた減災目標の達成に向け、各施策が着実に実施されているか進捗状況や課題の把握等が必要である。

施策の方向性

✓ **定量的弱部分析を拡充し、より実効性の高い事前防災対策を促進**
- 対象災害の拡充（水害、火山災害等）
- 被害項目の拡充（死者数軽減等）
- 災害等で新たに顕在化した課題を踏まえた検討
- AIを活用した災害リスク評価手法の開発による地方公共団体の効率的な防災対策検討の支援　等

✓ **各施策の進捗管理と地方公共団体支援**
- 基本計画における各施策の進捗状況把握及びフォローアップ、防災大臣の勧告権を背景とした対策の推進
- 各施策の課題について、有識者の意見を取り入れ、実効性の高い方策検討や計画見直しの実施
- 地方公共団体の取組改善に向け、優良事例等の情報提供や助言等の実施

事前防災対策の推進イメージ



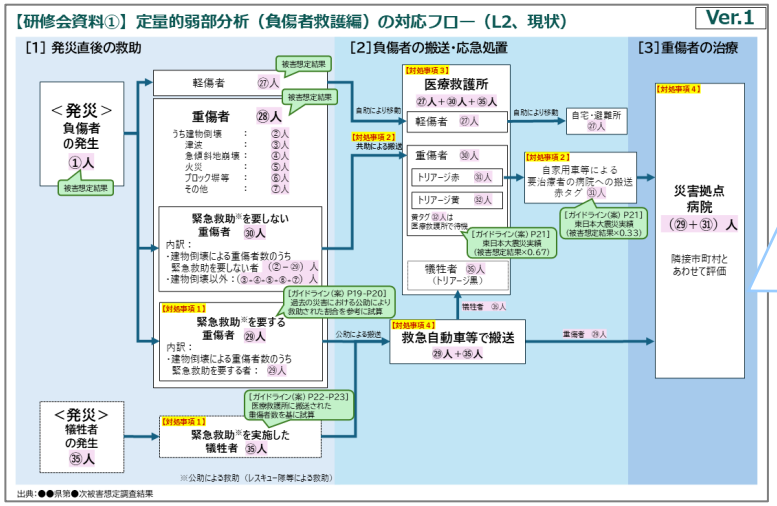
目指すべき姿

✓ 定量的弱部分析を通じて、社会・地域の弱部を明らかにすることで**必要な対策の企画・立案**を行い、**各施策の進捗を把握**した上で、防災庁が司令塔となって勧告権も背景に関係省庁と連携して取組を推進することで**事前防災の徹底**を図る

地方公共団体による定量的弱部分析の実施推進の取組

防災庁

- 地方公共団体による定量的弱部分析の実施を推進するため、令和8年7月に「定量的弱部分析ガイドライン(案)」を公表。
- 各地方公共団体の被害想定に対して、地域の実情を踏まえた定量的弱部分析を演習として実施することで理解を深めることにより、より実効性の高い事前防災対策の促進を図ることを目的とし、令和8年9～11月に定量的弱部分析研修会を実施。
- ガイドライン(案)作成等にあたっては、モデル地区で地方公共団体との意見交換等を実施。今後も、地方公共団体による定量的弱部分析や分析に基づく計画立案について、ふるさと防災職員による伴走支援を実施予定。



地方公共団体には、事前に地方公共団体被害想定結果や地域防災計画等の必要情報を整理のうえ参加いただいた。



研修会の資料（一部抜粋）

研修会当日は、ふるさと防災職員のサポートを受けながら、定量的弱部分析ガイドライン（案）負傷者救護編の手順に則って、不足量を確認したうえで明らかになった不足量について今後の対策検討を含めて演習を行った。







研修会やモデル地区での伴走支援の風景
（ふるさと防災職員が地方公共団体職員の取組をサポート）

推進基本計画を踏まえた対策の促進

防災庁

・現状、推進基本計画を踏まえて地方公共団体等が策定する各計画については、全て防災庁本庁が助言やフォローアップ等を実施。
・地方公共団体等が策定する各計画のフォローアップ等は防災局が実施することで、防災庁本庁は各省庁の具体目標のフォローアップを担当することが考えられる。円滑な実施に際しては、防災局の業務の範囲についての整理も重要。
※なお、千島海溝・日本海溝地震と南海トラフ地震とで、推進地域が重複している地方公共団体があることも留意。

防災局設置前

南海トラフ（日本千島）地震防災推進基本計画

防災庁 ⇔ 各省庁

・基本計画の策定、見直し
・取組のフォローアップ
・取組の実施

南海トラフ（日本千島）地震防災対策推進計画

防災庁 ⇔ 指定行政機関、指定公共機関
推進地域内の都府県、市町村等

・計画の策定、変更に対する助言
・取組状況のフォローアップ
・推進計画の策定、見直し
・対策の実施

津波避難対策緊急事業計画

防災庁 ⇔ 特別強化地域の市町村等

・計画の策定、変更に対する協議
・取組状況のフォローアップ
・事業計画の策定、見直し
・事業の実施

南海トラフ（日本千島）地震防災対策計画

防災庁 ⇔ 都道府県 ⇔ 推進地域内で不特定多数の者が出入りする施設等の管理者・運営者等

・状況把握
・計画の策定、変更に対する助言
・対策計画の策定、見直し
・対策の実施

防災局設置後

南海トラフ（日本千島）地震防災推進基本計画

防災庁 ⇔ 各省庁

・基本計画の策定、見直し
・取組のフォローアップ
・更なる事前防災施策の推進
・取組の実施

各省庁の取組のフォローアップ等は引き続き、防災庁が実施。

南海トラフ（日本千島）地震防災対策推進計画

防災庁 ⇔ （指定行政機関、指定公共機関）
防災局 ⇔ 推進地域内の都府県、市町村等

・計画の策定、変更に対する助言、支援
・取組状況のフォローアップ
・推進計画の策定、見直し
・対策の実施

津波避難対策緊急事業計画

防災局 ⇔ 特別強化地域の市町村等

・計画の策定、変更に対する協議、支援
・取組状況のフォローアップ
・事業計画の策定、見直し
・対策の実施

南海トラフ（日本千島）地震防災対策計画

防災局 ⇔ 都道府県 ⇔ 推進地域内で不特定多数の者が出入りする施設等の管理者・運営者

・状況把握
・計画の策定、変更に対する助言
・事業計画の策定、見直し
・対策の実施

防災局が地方公共団体等のカウンターパートとなり、助言やフォローアップを密に行うことで地方の地震防災対策を推進。

各主体の役割（南海トラフ地震対策に係る各種計画の場合）

【参考】日本千島、南トラ地震対策推進地域

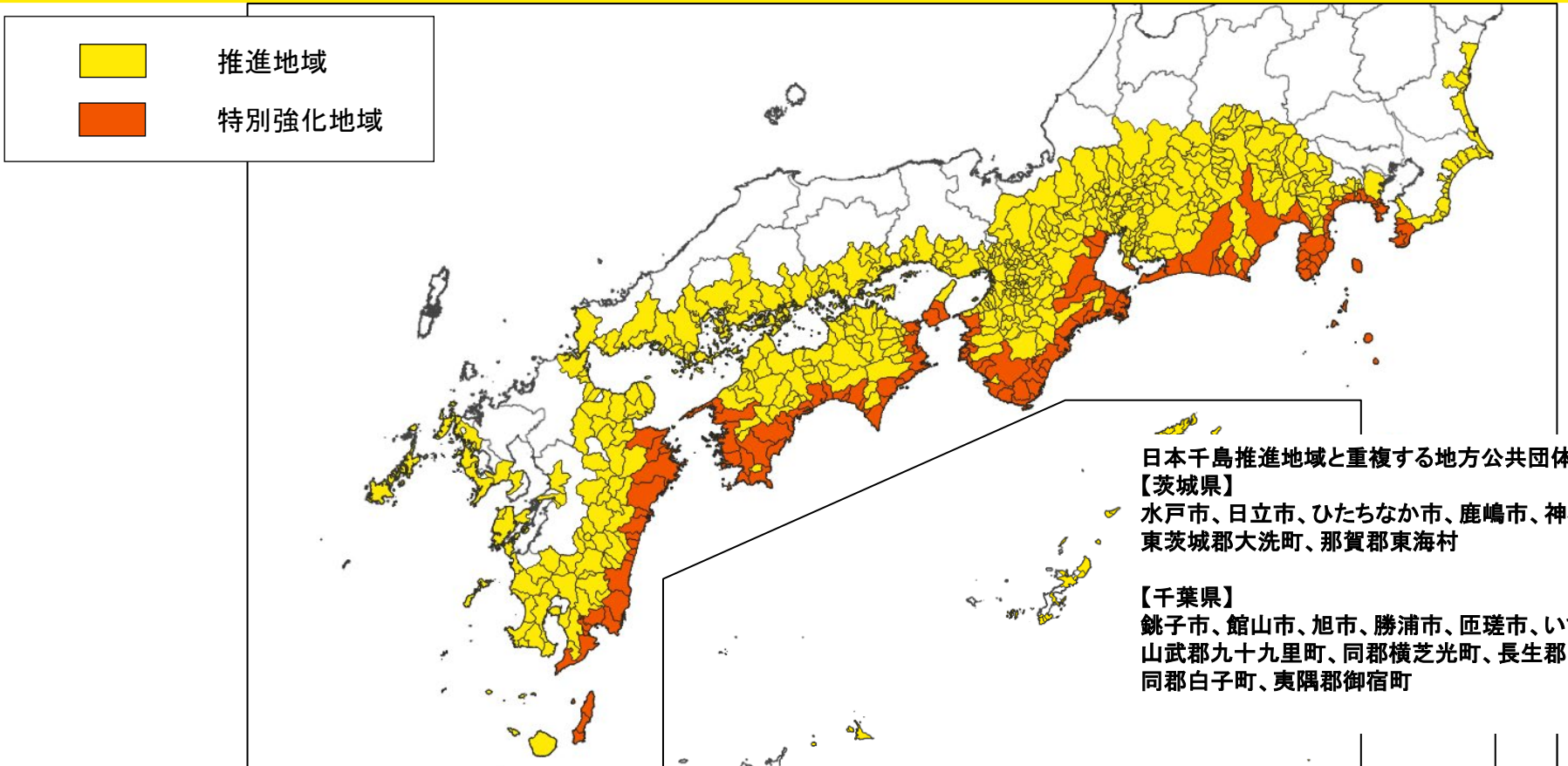
防災庁

【南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）**】**
1都2府27県723市町村
南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進する必要がある地域

＜指定基準の概要＞
〇震度6弱以上の地域
〇津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
〇防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

【南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）**】**
1都13県139市町村
推進地域のうち、南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を特別に強化すべき地域

＜指定基準の概要＞
〇津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
〇特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
〇同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



日本千島推進地域と重複する地方公共団体
【茨城県】
水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那賀郡東海村

【千葉県】
銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生町、同郡白子町、夷隅郡御宿町

【参考】日本千島、南トラ地震対策推進地域

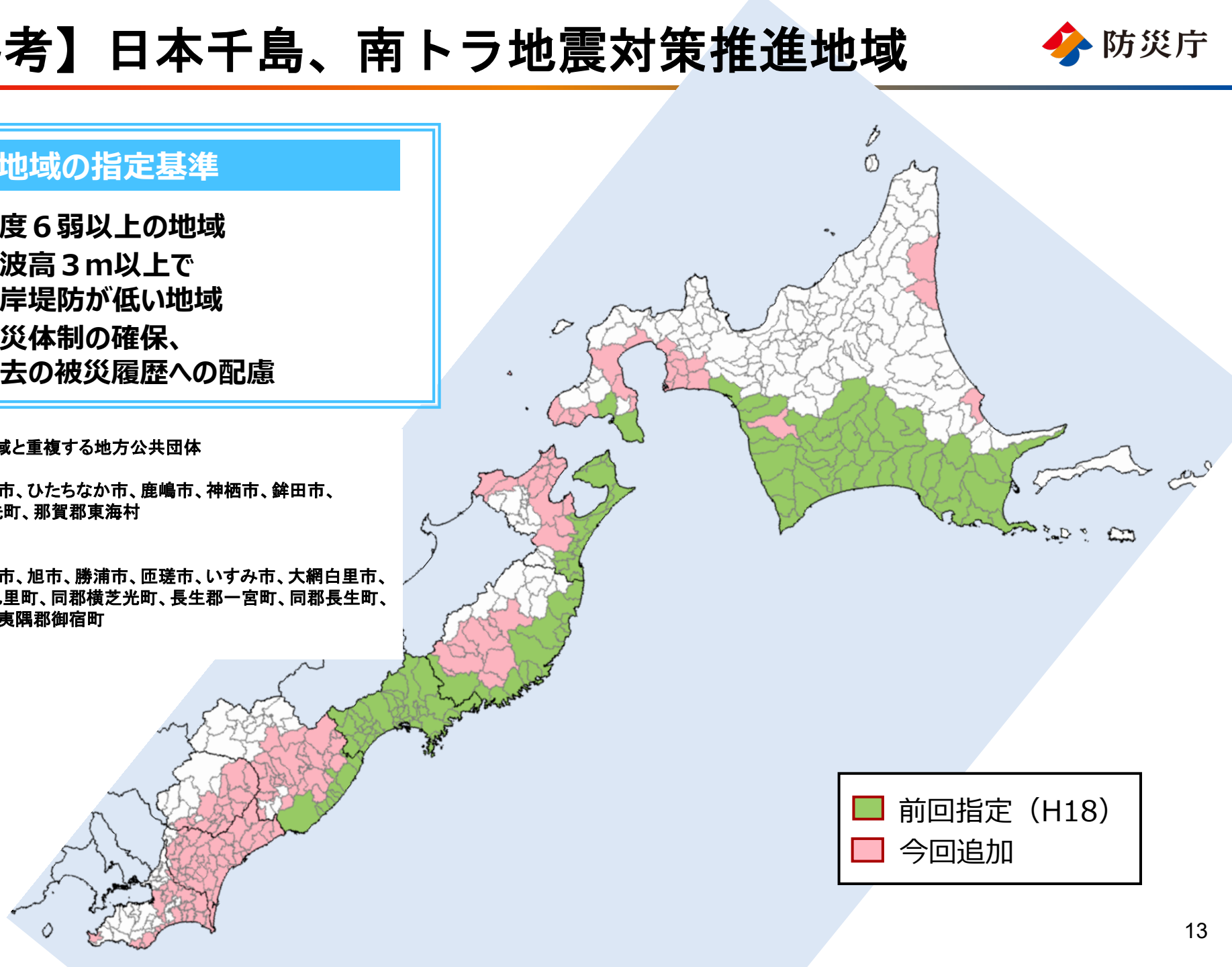
防災庁

推進地域の指定基準

- ○ 震度６弱以上の地域
- ○ 津波高３m以上で
  海岸堤防が低い地域
- ○ 防災体制の確保、
  過去の被災履歴への配慮

南トラ推進地域と重複する地方公共団体
【茨城県】
水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、
東茨城郡大洗町、那賀郡東海村

【千葉県】
銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、いすみ市、大網白里市、
山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生町、
同郡白子町、夷隅郡御宿町



②大規模地震の応急対応に向けた事前準備の推進

防災庁

「南海トラフ地震」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」における具体的な応急対策活動に関する計画において、地方公共団体に事前検討等を求めている主な項目

区　分	主　な　項　目
救助・救急関係	・広域応援部隊等が、被災地内で指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う「救助活動拠点」をあらかじめ検討
医療関係	・医療搬送の発着点となる災害拠点病院等の近くにヘリコプター離着陸場を確保できるよう、事前に調整
物資関係	・国が広域物資輸送拠点に輸送するプッシュ型支援物資の配分先（市町村）をあらかじめ計画
燃料、電力関係	・燃料等の優先供給を行うため、災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（官公庁舎等）をあらかじめ把握

防災局の支援イメージ

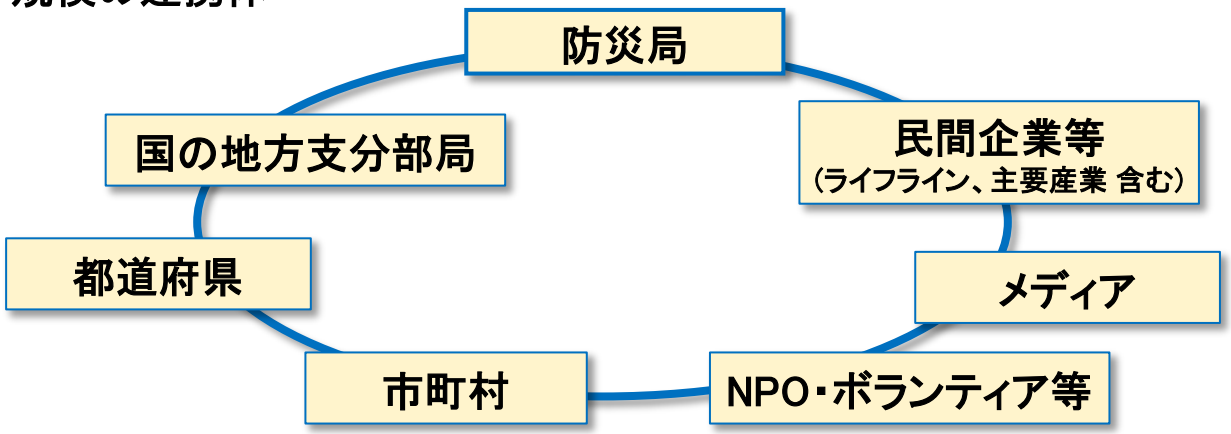
- 地方公共団体の災害対応リソースの把握（防災部局の組織体制、各種拠点（候補地含む）の状況など）
- 地方公共団体の事前検討状況等の確認及び必要に応じた助言等
- 地方公共団体の検討内容等について、関係機関（国出先機関、指定公共機関等）との調整
- 地方公共団体が実施する訓練へのリエゾンとしての参加
- 現地対策本部の運営を防災局が担うのであれば、その実施に向けた訓練　など

③ブロック単位で地域の関係者が連携した防災対策の検討の推進

防災庁

- 地方公共団体や各省庁の地方機関、ライフライン、メディア、主要産業などの地域の関係者が、連携して防災対策の検討を進める。
- 連携体を通じたブロック単位の防災対策の推進（関係者間の整合を持った対策方針の検討、各関係者の進捗のフォローアップ、連携施策の繋ぎ　など）。

●ブロック規模の連携体



●ブロック規模の連携体で連携・推進していく防災対策のイメージ

（例えば…）

- ✓ ハイレベルな全体会合や個別対策に係る小規模会合など、ブロック規模での会議等を通じた互いの大規模地震に向けた取組状況の把握、関係機関間の連携の促進
- ✓ 関係機関間の整合を持った大規模地震への対策方針の検討
- ✓ 地方公共団体や、地方支分部局、民間企業、NPO等の互いのリソースや得意分野の把握・整理、それを踏まえた連携した災害対応の手順等の確認
- ✓ 関係機関が連携した合同訓練の実施　など

事前防災徹底のための緊急要請（概要）　１／４

防災庁

○ 国民向けの要請

（防災大臣からのメッセージとして発表）

- 政府は防災庁を設置して防災体制を強化し、発災時には、国・都道府県・市町村が一丸となって全力で対応
- しかし、国難級の災害では、行政のリソースが逼迫（ひっぱく）するため、国民一人一人が「自らの命は自らが守る」という意識を持って、事前防災を徹底することが必要
- 以下の具体的な取組を呼びかけ
  - ✓ 耐震診断、耐震化、家具の固定
  - ✓ 水・食料、携帯用トイレ等の備蓄
  - ✓ ハザードマップ、避難場所、避難経路の確認
  - ✓ 非常持ち出し品の準備
  - ✓ 防災訓練への参加　等

○ 地方公共団体宛の要請

（事務次官名により都道府県知事に通知。市町村宛の内容を含む。）

- 国難級の災害に対応するためには、防災庁設置による国の体制強化に併せて、平時からの市町村、都道府県による事前防災の徹底が不可欠
- 発災時には、市町村を支える都道府県の役割が特に重要
- 以下の内容について、都道府県による、市町村を含めた実施状況の点検、市町村への支援を要請

1. 防災人材の育成（研修・訓練）
2. 受援体制の確保（国の現地対策本部の設置スペースの確保を含む）
3. 避難生活環境の改善（指定避難所、備蓄、その他TKBB（トイレ・キッチン・ベッド・バス））
4. 災害協定の締結・実効性確保
5. 災害中間支援組織
6. 個別避難計画の作成
7. 帰宅困難者対策
8. 応急仮設住宅用地候補等の事前選定

○ 指定行政機関宛の要請

（防災大臣名で各府省庁の長に依頼）

- 以下の内容を要請。フォローアップを行い、必要に応じて勧告権を行使。

1．各府省庁BCPの点検・見直し

2．各府省庁の施策の推進

- 南海トラフ地震基本計画等の「重要な目標」のうち主要なもの

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

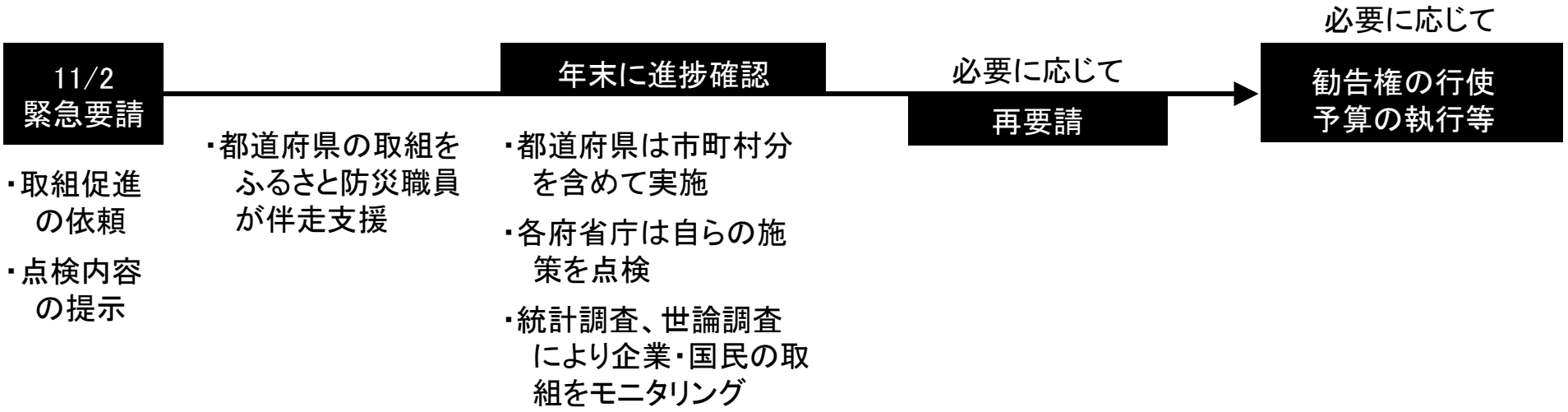
- 企業・団体等における防災対策の実施
  - ✓ 建物の耐震性能の確認・耐震化、設備・什器の転倒防止、避難経路の明確化
  - ✓ 従業員等の安否確認体制の整備
  - ✓ 災害時の指揮命令体制の整備
  - ✓ 教育・訓練等の実施
  - ✓ 食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄　等
- BCPの策定と実効性確保

事前防災徹底のための緊急要請（概要）　４／４

防災庁

＜フォローアップ＞

- 都道府県・各府省庁は年末に進捗を報告
- 企業・国民向けの要請については、
  「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」、「防災に関する世論調査」
  等により点検
- 必要に応じて再要請や勧告権の行使、予算執行への反映を実施



04 大規模地震対策に限らない業務

被災者に寄り添った支援体制の構築

防災庁

- 避難生活環境の抜本改善を図るとともに、要配慮者の視点を踏まえた避難所運営について被災者に寄り添った支援を実施する。
- 被災者一人ひとりに必要な支援を届ける災害ケースマネジメントを推進するため、地方公共団体における平時からの実施体制の構築を促進する。
- 被災者の命・健康・尊厳を守るために必要な物資が迅速かつ確実に調達・配送される物資支援体制の構築を図る。
- 地方公共団体が実施する国民保護法に基づく避難住民等への救援について、的確かつ迅速に支援する。

現状・課題

・避難所の生活環境は地方公共団体によりバラツキがある。また、声が小さく、少数派になりがちな（女性や外国人等の）要配慮者のニーズが潜在化している。
・平時からの地方公共団体における災害ケースマネジメントの取組状況は、十分とは言い難く、取組の推進が急務。
・物資を「届ける仕組み」が十分でなく、いわゆるラストワンマイル問題が発生した。
・救援の実施方法等の取扱いの整理や国民保護共同訓練における救援訓練を実施する必要がある。

施策の方向性

【避難生活環境の改善・多様な視点での避難支援】

○ 「取組指針」等を踏まえ、備蓄の配備や人材育成など体制を整備するとともに、避難所開設・運営訓練を通じ、良好な生活環境を全ての被災者があまねく享受ができる環境を確保。

○ 民間委託することで女性職員含む避難所運営要員を確保したり、アンケート形式の調査を通じて女性や外国人等の要配慮者のニーズを把握し、被災者に寄り添った支援を実施。


氷川中学校（氷川町）


千丁コミセン（八代市）


氷川中学校（八代市）警察庁

【災害ケースマネジメントの推進】

○ 災害ケースマネジメントの実施に向けた取組（関係機関・民間団体との連携等）を平時から推進し、災害発生時、被災者一人ひとりの状況を踏まえたきめ細やかな支援の実施体制を構築。

・都道府県単位で災害ケースマネジメントを中心的に促進する人材の育成・確保等を通じ地方公共団体における体制構築を支援するとともに地域の実情に合わせ横展開。

・防災庁として関係省庁や全国規模の関係団体と平時から顔の見える関係を構築。

【物資支援体制の構築】

○ 国による分散備蓄の拡充や、備蓄物資の標準化に向けた検討を通じたプッシュ型物資支援体制の強化

○ 新物資システム（B-PLo）の機能を最大限活用した関係機関と連携した物資支援体制の構築。

【国民保護法の避難住民等への救援】

○ 避難所の供与などの救援の実施方法等の制度の整理に関する周知及び更なる検討

○ 国民保護共同訓練における救援訓練の更なる充実

目指すべき姿

【場所から人への支援の実現】

- 発災時に必要な物資が迅速に調達・提供され、多様な視点を踏まえ統一化された避難所の良好な生活環境の確保し、被災者のストレスを低減
- 災害発生時の支援漏れを防ぎ、被災者一人ひとりに合った支援を展開することで、災害関連死を防止するとともに生活再建を加速化

【避難住民等への救援】

- 防災庁全体として、救援を的確かつ迅速に支援できるよう、万全の態勢を整備

被災者に寄り添った支援体制の構築を進めるとともに、**複合災害への備え**を充実
（ノウハウの共有や訓練等）

被災者に寄り添った支援体制の構築（生活の再建）

防災庁

● 災害発災後における応急期から復興期まで災害救助法による救助や災害対応車両登録制度の運用、円滑な罹災証明事務の推進や各種支援制度の運用等の取組を通して、被災者の生活再建に関する施策の推進を図るもの。

現状・課題

被災者の生活の早期再建に向け、そのためには応急仮設住宅の円滑な供与や罹災証明書の早期交付等の対応が必要であり、当該災害対応業務を担う地方公共団体の負担軽減のため、事務の効率化や災害対応力の向上が求められる。

施策の方向性

災害救助法の適切な運用

○ 毎年の災害対応を踏まえ、災害救助事務取扱要領の見直しや運用の改善を図るなど、都道府県等による応急仮設住宅の提供などの救助について、被災者目線で、より一層の改善に努める。

円滑な罹災証明事務の推進

○ 被災市町村における住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付が迅速かつ的確に行われるよう、地方公共団体向けの運用指針等の内容については不断に見直しをおこない、調査方法の簡素化等を図る。

○ 円滑な罹災証明事務の実施体制に懸念がある被災市町村に対し、罹災証明コーディネーターによる必要な支援が行われるよう、地方公共団体職員向けの研修の実施等により、登録者数の拡大等を図る。

災害対応車両登録制度の運用

○ 災害時に活用可能なキッチンカー、トイレ　カー等災害時に活用可能な車両を平時から登録・データベース化し、被災地のニーズに応じて迅速に提供をする災害対応車両登録制度の運用を行うことで、官民連携体制を構築。





令和8年熊本地震に派遣されたトイレカーとランドリーカー

支援制度の適切な運用

下記支援制度に係る法律について適切に運用。
○被災者生活再建支援法
○災害弔慰金の支給等に関する法律

目指すべき姿

官民連携によって生活再建に向けた様々な支援制度を効率的・効果的に運用することで、被災地における迅速な復旧、よりよい復興を実現し、一日でも早く平穏な生活への回復を目指す。

国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育

防災庁

- 災害が起こることを前提とした社会の構築を目指し、国民一人ひとりが災害を「我が事」として捉え、行動変容を促すため、普及啓発コンテンツのさらなる充実やイベントを開催するとともに、戦略的・総合的なコミュニケーションデザインについて検討・実行し、地域防災力の向上に資する新たな啓発活動の強化を図る。
- 幼児期から義務教育期における実践的な防災教育を関係省庁と連携して推進するとともに、防災の担い手の発掘・育成や地区防災計画の作成を推進するなど、全国の地域における防災活動の底上げを図る。

現状・課題

近年、大規模災害の発生が懸念されているなか、台風、豪雨、地震等に対する防災・減災を図るためには、国民の防災意識の向上と防災知識の普及に加えて、防災関係機関、学校、公民館、地元企業をはじめとする関係者と地域住民が一体となった防災体制の整備が極めて重要。

施策の方向性

行動変容を促す普及啓発の充実・強化

〇国民運動の推進
→ 国民の行動変容につながる普及啓発イベント・ツールの充実・強化
（防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）の開催、TEAM防災ジャパン、パンフレットや動画など普及啓発ツールの作成 等）

〇国民の行動変容を促す新たな情報発信の充実・強化
→ 防災意識に依存せず日常生活に防災をビルトインする取組の推進
→ 地域防災力向上に資するコミュニケーション・デザインの在り方検討
※民間事業者等の知見・ノウハウも活用し、これらの取組を推進



「ぼうさいこくたい2025 in 新潟」

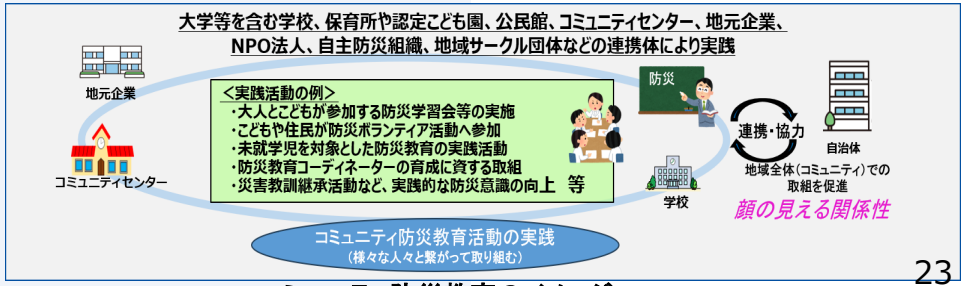


普及啓発ツール（幼児向け防災教育教材の例）

様々な関係者の連携による人材育成・体制整備

〇地域の関係者等と連携した防災教育の推進
→ こどもたちが災害から生命を守る能力を身に付けるための「防災教育プログラム」の作成
（防災教育チャレンジプラン、コミュニティ防災教育推進事業、
幼児期から義務教育期における実践的な防災教育の推進 等）

〇地区防災計画の作成促進
→ 行政担当者や地域住民を対象とした研修、有識者派遣等による作成支援 等



コミュニティ防災教育のイメージ

目指すべき姿

・国民をはじめ産官学民のあらゆる関係者の行動変容を促し、防災活動への自律的・積極的な参加を促進
⇒**災害が起こることを前提とした社会を構築し、防災を日常に溶け込ませ、国民の「自助」「共助」を強化**



自助・共助・公助を適切に連携

体系的な人材育成システムの充実・強化

防災庁

- 防災に関する幅広い経験や専門知識、関係者間のコーディネート力を有する**行政職員や民間人材など体系的な防災人材の育成を行う。**
- **防災人材に関するデータベースの作成や、実践的な訓練等の推進により、関係機関が連携し、災害対応に臨む体制を構築する。**

現状・課題

〇災害対応にあたっては、産官学民のあらゆる力を結集する必要があり、そのためにはデジタル防災技術・先端科学技術やシミュレーション結果の活用、多様な関係機関の連携、さらには防災に関する幅広い経験や専門知識を有し、多様な関係者間のコーディネート力を有する防災人材が求められている。
〇国・地方公共団体等の職員を対象に、危機事態に迅速・的確に対応し、国・地方のネットワーク形成を担える防災人材を育成するため、「防災スペシャリスト養成」研修を実施。（令和7年度末までにのべ約17,000名が受講）
〇また、災害発生時に防災関係機関が一体となって迅速・的確に対応するため、総合防災訓練大綱に基づき、各種訓練を実施。

施策の方向性

R8
- 「防災スペシャリスト養成」研修（有明の丘研修等）
- 総合防災訓練（政府本部運営訓練等）
- 緊急災害現地対策本部運営訓練
- 地震・津波防災訓練、孤立集落防災訓練

防災庁設置

- **防災大学校（仮称）設置の検討開始**

R9
- 関係機関と連携した道路啓開に係る調整等、実践的な訓練
- 先端技術を活用した研修・訓練
- 防災人材データベースの検討

R10～
- 体系的な人材育成システムの構築
- **防災人材データベースの構築**

体系的な人材育成システムの充実・強化

「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修 コース一覧

	コース名
①防災基礎	
災害対策	②災害への備え
	③警報避難
	④応急活動・資源管理
	⑤被災者支援
	⑥復旧・復興
組織運営	⑦指揮統制
	⑧対策立案
	⑨人材育成
	⑩総合監理

職位区分	災害時の役割の例
実務担当	災害対応組織の**班員**、関係部局からの**支援要員**、等
一般管理	災害対応組織の**班長**、等
上級管理	災害対策本部**副本部長**、**危機管理監**、**本部員**、等


有明の丘研修


政府本部運営訓練


緊急災害現地対策本部運営訓練


九都県市合同防災訓練（神奈川県）

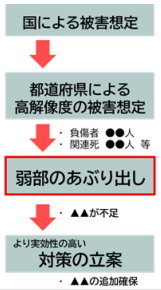
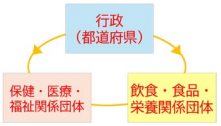
目指すべき姿

〇産官学民の防災人材がそれぞれ専門知識を活かしたうえで連携し、一体となって力を結集することにより、我が国全体の災害対応力の底上げを図り、徹底的な事前防災の推進、円滑かつ迅速な災害対応、早期の復旧・より良い復興を実現。

防災力強化総合交付金　制度概要

防災庁

目　　的	従来の防災・減災に係る取組の改善、防災対策の実効性の向上及び地域のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援の事前準備の高度化・加速化を図るため、地域における危機管理投資を国として後押しする。				
令和8年度 予　算　額	35億円	補　助　率	1/2	交付対象 事　業　者	地方公共団体

基幹事業	事業概要	交付上限額（国費）
（１）防災力強化支援事業	地域レベルでの具体的なシミュレーションによる定量的弱部分析に基づく災害リスク評価の実施など、従来の防災・減災に係る取組の改善や実効性の向上に資する地方公共団体の先進的な防災力強化の取組を支援する。 	上限なし
（２）広域連携推進事業	各地方公共団体が、発災時に他の地方公共団体等を支援するために、必要な資機材や人材等を派遣する体制を整備することを支援する。 広域的な展開が可能な災害対応車両等の資機材や、広域的な運用の推進に向けた方策検討・体制整備などの取組を支援する。  	都　道　府　県：6,000万円※ 政令指定都市：4,000万円 その他市区町村：3,000万円 ※都道府県が管内市区町村と連携して事業実施する際は、交付上限額を1億2,000万円まで増額可。
（３）被災者支援体制整備加速化事業 ①避難所の環境整備促進訓練等事業	避難生活環境の抜本的な改善を図るため、各地方公共団体の被災者支援体制の実効性を高める取組を支援する。 ①スフィア基準等に沿った避難所の質向上に配慮し、D-TRACEの活用等も含めた避難所開所・運営訓練等の取組を支援 ②事前防災に向けた協議会合の開催を支援  	500万円
②災害対応関係分野別訓練・研修・協議会合事業		100万円

「ふるさと防災職員」による地域防災力強化の取組

防災庁

○　防災庁の設置を見据え、令和7年度から当時の内閣府防災担当の体制を段階的に拡充してきており、**「地域防災力強化担当」**を新設し、各都道府県の担当職員である**「ふるさと防災職員」**を配置しています。

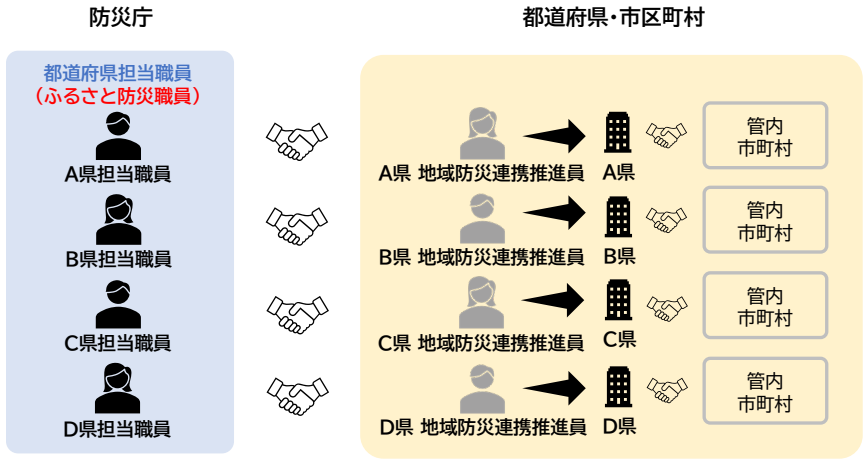
○　ふるさと防災職員は、

◆災害発生時には**「地域防災リエゾン」**として現地に赴き、被災状況の把握や被災自治体の支援に従事するとともに、

◆平時には、都道府県への定期ヒアリングや地域防災力強化ブロック会議の開催などを通じ、**避難生活環境の改善**や**具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価の実施**などの地方自治体の取組を支援し、地域における事前防災を推進しています。

○　併せて、各都道府県は防災庁との窓口担当職員を**「地域防災連携推進員」**に指名し、ふるさと防災職員と連携して、災害発生時の連絡調整や事前防災の徹底に取り組んでいます。

■ 地域防災力強化の取組（イメージ）



「ふるさと防災職員」の主な業務内容

被災地へリエゾンとして派遣

災害発生時には、「地域防災リエゾン」として被災地に派遣され、被災地方自治体と緊密な連携をとりつつ、被災状況の把握や被災地方自治体の支援に従事しています。



都道府県への定期ヒアリング

都道府県庁に定期的に赴き、事前防災の取組状況等についてヒアリングを行うとともに、都道府県庁と連携して管内市区町村へのヒアリングを行うこともあります。



ブロック会議の開催

国と地方自治体が一丸となって事前防災を徹底するため、定期的に国と都道府県職員が参加する「地域防災力強化ブロック会議」を開催し、ブロックごとに各都道府県の効果的な取組や課題、直近の災害対応経験等を共有しています。



地域の防災訓練等への参加

国や地方自治体等が主催する各地域の防災訓練や防災に関する研修等に参加し、地方自治体職員との連携強化や地域住民の防災意識の向上に取り組んでいます。



「ふるさと防災職員」等を通じた地域防災力強化の取組の深化

防災庁

● 防災庁の設置や令和８年熊本地震等の災害対応における活動実績を踏まえ、「ふるさと防災職員」等の活動内容を以下の通り深化させ、分野横断的な関係者間のコーディネートや被災地方公共団体の「ワンストップ窓口」を担う機能を強化していく。

●ふるさと防災職員とそのカウンターパートとなる「地域防災連携推進員」等が連携した、政令市を含む**市区町村への伴走支援の推進**。
（市区町村における事前防災の取組状況の進捗管理や「顔の見える関係」の構築等）

●都道府県や地域ブロック単位での、**産学民の関係者との連携の強化**。
（地域での各種会議・訓練等への積極的な参画や、地域防災力強化ブロック会議への産学民の関係者の招へい等）

●災害発生時の「ワンストップ窓口」としての活動を見据えた、地方支分部局を含む**関係省庁との連携の強化**。
（関係省庁の被災地支援制度にかかる合同研修会の開催等）

本庁と防災局の平時の業務の分担イメージ

防災庁

	本庁	防災局
大規模災害に対する事前防災の推進 **(災害リスク評価と計画に基づく減災)**	●リスク評価の制度設計(ガイドライン策定など) ●大規模地震に関する推進基本計画の改定 ●各省庁の取組状況に係るフォローアップ ●現場からのフィードバックを踏まえた制度見直し、好事例の横展開等	(例) ●地方公共団体による定量的弱部分析や分析に基づく計画立案の伴走支援 ●推進計画の策定、変更に対する助言及び取組状況に係るフォローアップ ●対策計画の策定状況に係る助言・支援 ●本庁への意見・実態・好事例のフィードバック
大規模地震の応急対応に向けた事前準備の推進	●大規模地震に関する応急計画の策定 ●政府本部・現地本部訓練の実施	(例) ●地方公共団体の災害対応リソースの把握 ●地方公共団体の事前検討状況等の確認及び必要に応じた助言等 ●地方公共団体の検討内容等の関係機関との調整の促進 ●地方公共団体が実施する訓練への参画 ●現地対策本部運営訓練
ブロック単位で地域関係者の連携構築・連携した防災対策の推進	●ブロック単位の連携推進に向けた制度設計 ●本省庁や指定行政機関等に対する働きかけ	(例) ●連携体を通じた広域的な対策の検討の推進
大規模災害対策に限らない業務	●避難生活環境の整備等に向けた制度設計(ガイドライン策定など) ●地方公共団体備蓄の状況調査 ●交付金等の制度設計 ●地方公共団体に対する研修・訓練の実施 ●全国的な普及啓発・防災教育の企画 ●SOBO等の情報システムの構築　など	(例) ●大規模地震以外の災害に対するリスク評価実施の地方公共団体の支援 ●地方公共団体における避難生活環境整備の促進、備蓄調査 ●交付金に関する事務 ●地域における研修・訓練(情報システム活用含め)、地方公共団体訓練への参画 ●地域における普及啓発・防災教育の推進　など



防災庁

ともに考え、ともに備え、ともに守る。